

## インフルエンザ経過報告書の提出について (令和5年6月)

インフルエンザは、重篤化すると命にかかわることもある感染力の強い病気です。お子さまの健康を守ると共に、施設における感染拡大防止のため、他の人に感染させる恐れのある期間は登所できません。インフルエンザと診断を受けた場合は、医師の指示のもと十分に療養し、回復してから登所するようにしてください。お子様が回復し、登所する際には、『保育所における感染症ガイドライン（2018年改訂版）』で示している登園のめやすである「発症後5日を経過し、かつ解熱後3日を経過していること（乳幼児の場合）」を<インフルエンザ出席停止期間早見表>を参考に保育所と確認して、保護者の方が下記の【インフルエンザ経過報告書】を記入し、保育所へ提出してください。

### <インフルエンザ出席停止期間早見表>

- \* インフルエンザの「発症」とは一般的に「発熱」を意味します。
- \* 発症日を0日とし、翌日から発症後1日目と数えます。
- \* 解熱した翌日から、解熱後1日目と数えます。
- \* 登所後、咳や鼻水等の症状の改善がない場合は、再度受診勧奨をさせて頂く場合があります。

発症日を0日とする		発症日0日	発症後1日目	発症後2日目	発症後3日目	発症後4日目	発症後5日目	発症後6日目	発症後7日目	発症後8日目
日付を入れてみましょう		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
例1	発症後1日目に解熱した場合 ↓ 発症後6日目から登所可能	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目	あと1日休み	登所可能		
		出席停止期間								
例2	発症後2日目に解熱した場合 ↓ 発症後6日目から登所可能	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目	登所可能		
		出席停止期間								
例3	発症後3日目に解熱した場合 ↓ 発症後7日目から登所可能	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目	登所可能	
		出席停止期間								
例4	発症後4日目に解熱した場合 ↓ 発症後8日目から登所可能	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目	登所可能
		出席停止期間								

----- 切り取り -----

### 【インフルエンザ経過報告書】(保護者記入)

組 氏名 \_\_\_\_\_

インフルエンザ (  A型 ・ B型 ・ 疑い等  ) との診断を受け療養中のところ、下記のとおり医師の指示のもと、出席停止期間を満たし、回復したことを報告します。

よって \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日より登所します。

1. 発症した日 (発熱した日) \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日
2. 解熱した日 (平熱に戻った日) \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日
3. 登所可能日 (発熱した翌日から5日を経過、かつ解熱した翌日から3日を経過)  
\_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

4. 受診医療機関名 \_\_\_\_\_ (受診日 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日)

記載日 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 保護者署名 \_\_\_\_\_